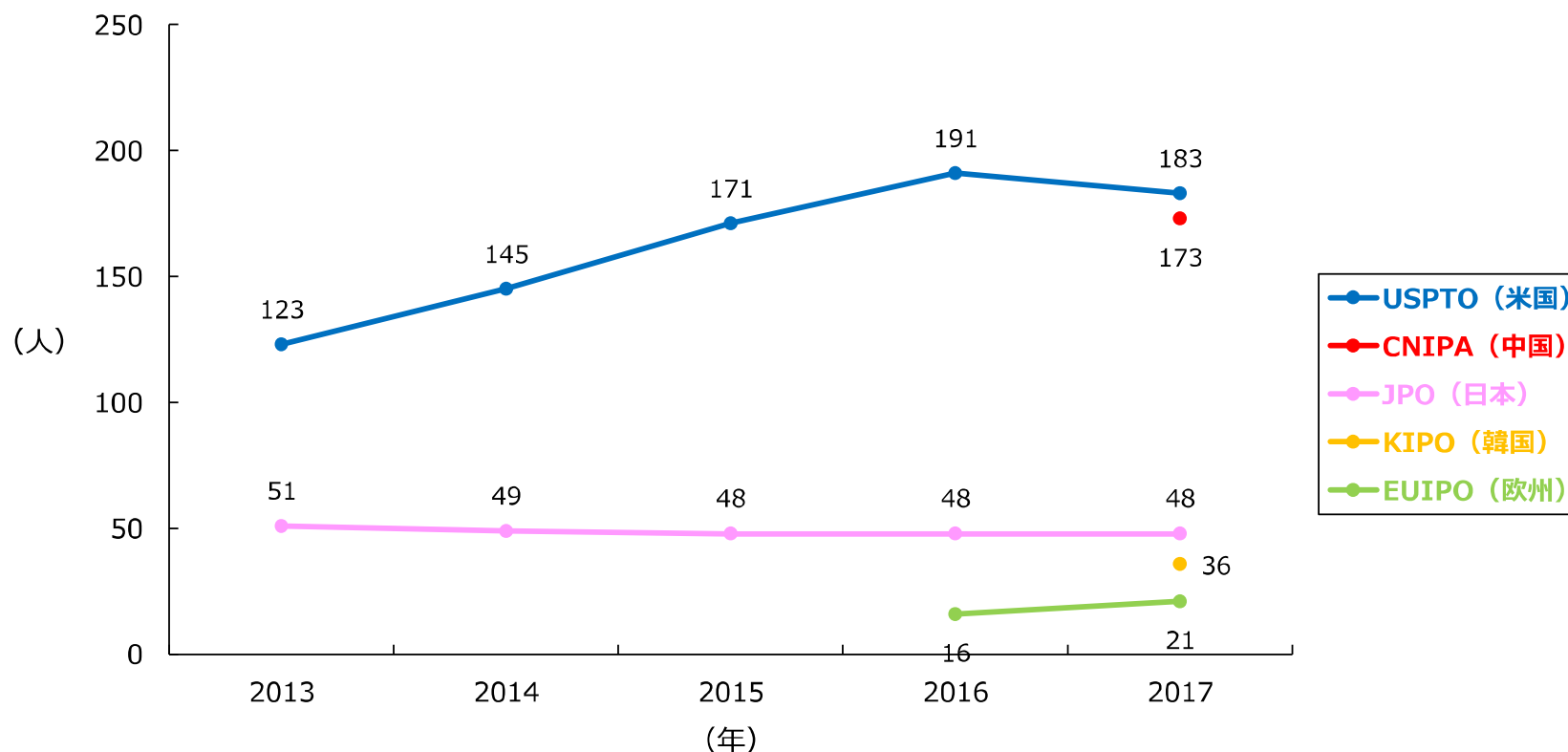


主要五庁の意匠審査官の人数（全件実体審査を行うのは日米のみ）



(備考)

- USPTO (米国) 全件実体審査（新規性、非自明性等の審査）を行う。
- CNIPA (中国) 方式審査及び技術評価書※の作成のみ行う。ただし、審査官は、審査において同一の意匠が発見された場合にのみ、拒絶することが可能。
※意匠権の付与決定が公告された後に、意匠権者及び利害関係者は侵害訴訟における証拠となる意匠権の評価報告書の作成をCNIPAに請求することが可能。
- EUIPO (欧州) 方式審査及び一部の実体要件（意匠の保護対象及び公序良俗）に関する審査のみ行う。商標審査を兼任。
- JPO (日本) 全件実体審査（新規性、創作非容易性等の審査）を行う。
- KIPO (韓国) 実体審査（新規性、創作非容易性等の審査）を行うが、一部の分野については方式審査のみ。

(出典) 下記を基に特許庁作成

- USPTO (米国) 2017年の値は、ID5 Statisticsより。
2013～2016年の値は、[USPTO Annual Report 2013 PAR～2016 PAR](#)より。
- CNIPA (中国) ID5 Statistics
※2013～2016年の値は、[CNIPA Annual Report](#)に掲載されていないため不明。
- EUIPO (欧州) ID5 Statistics
※2013～2015年の値は、[EUIPO Annual Report](#)に掲載されていないため不明。
- JPO (日本) [特許行政年次報告書2018年版 統計・資料編 第5章4.](#)
- KIPO (韓国) ID5 Statistics
※2013～2016年の値は、[KIPO Annual Report](#)では商標審査官との合算値しか掲載されていないため不明。